

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令 の一部を改正する政令の概要

1. 趣旨

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年通常国会予算関連・日切れ扱い法案。以下「改正法」という。）の施行に伴い、国家公務員給与における「俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直し」（平成27年度から段階的に実施）等を踏まえた地域加算を行う地域及び割合の改正を行うこととする。

2. 改正概要

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「基準法」という。）においては、選挙執行経費のうち投票所経費、開票所経費、事務費等を算定する際に、国の地域手当の支給基準を満たす地域においては、基本額に地域加算を行うこととしているところ、当該地域及び割合について国家公務員給与における「俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直し」（平成27年度から段階的に実施）等を踏まえた改正を行うこととする。

3. 施行期日

公布日